

議案第 98 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

令和 7 年 6 月 24 日に議決を経た清水町污水枝線（その 5）工事に係る「工事請負契約の締結について」（令和 7 年議案第 59 号）の一部を次のように変更する。

契約金額「168,850,000 円」を「185,057,400 円」に変更する。

(参 考)

議案第 59 号



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 18 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- 1 工 事 名 清水町污水枝線（その 5）工事
- 2 工 事 場 所 境港市清水町、弥生町
- 3 契約の相手方 清水町污水枝線（その 5）工事
佐藤産業・コーワ建設特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市外江町 3697 番地 10
佐藤産業有限公司
代表取締役 佐藤 和雄
- 4 契 約 金 額 168,850,000 円
- 5 契約締結の方法 条件付一般競争入札（総合評価方式）

令和 7 年 6 月 18 日 経済厚生委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 永 井 章

令和 7 年 6 月 24 日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 永 井 章

(参 考)

工事請負契約の主な変更理由

契約金額 16,207,400 円の増額は、下記の理由による。

記

- 1 地下に埋設された支障物回避のため下水道管埋設の工法を変更した。
- 2 現場の交通状況に応じて交通誘導員の人員を増やした。

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）

（省 略）

（４）

（５）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。